

2017.3.1

PL レポート <2016 No.12>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介しします。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○将来の JIS 制定も考慮した太陽光発電システムの保守点検ガイドラインが公開

（2016 年 12 月 28 日 日本電機工業会・太陽光発電協会）

日本電機工業会（JEMA）と太陽光発電協会（JPEA）は 2016 年 12 月 28 日、直流 1500V（ボルト）以下の太陽光発電システムを対象とした技術資料である「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」を公開した。

固定価格買取制度（FIT：Feed-In-Tariff）を規定する FIT 法（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法）が 2017 年 4 月に改正施行され、安定的な発電事業の継続に向け、発電事業者に事業計画の提出を求める新認定制度が導入される予定である。この新認定制度では、国が策定する「事業計画策定ガイドライン」のもとで、民間の作成する「保守点検ガイドライン」の参照が検討されている。さらに国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission：IEC）では保守点検に関する新規格の制定も検討されている。

こうした背景から JEMA と JPEA では、太陽光発電システムの安定的な発電の継続のためには、適切な保守点検が必要であり、将来の JIS 制定を考慮し、IEC 規格をもとにした保守点検ガイドラインの作成を決めた。現時点では IEC 規格の内容が確定していないため、今回発表したガイドラインは IEC 規格案をもとにし、既に民間のガイドラインとして発行されている技術資料などを参考に作成したものとなっており、IEC 規格が正式に発行した時点で最新版へ改定される予定である。

本技術資料は、JEMA の Web サイトなどからダウンロードすることができる。

出所：（日本電機工業会）太陽光発電システム保守点検ガイドライン

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/res/solar/maintenanceGL.html>

○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正施行

（2017 年 2 月 1 日 東京都）

東京都は、2013 年 7 月に施行した「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、2017 年 2 月 1 日より施行した。

同条例は、自転車が通勤・通学や買物など様々な用途に利用され都民の生活に密着している一方で、事故の多発等が社会的な問題となっていることから、点検整備の実施を含め自転車利用上の留意事項を明らかにし、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明確にして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的として制定された。2016 年 10 月には、多様な主体による自転車の安全で適正な利用に関する取組をさらに促進するために条例を改正し、2 月 1 日付で施行されたもの。

改正のポイントは以下のとおり。

- 自転車小売業者等による販売時等の啓発の義務化
- 自転車貸付業者による貸付時等における啓発の実施
- 利用者や事業者による東京都自転車点検整備指針を踏まえた点検整備の実施
- 自転車使用事業者等による自転車安全利用推進者の選任
- 保護者による児童に対する安全利用対策の実施
- 親族等による高齢者への安全利用に関する助言の実施

その他、都の責務として、交通安全教育の推進、事業者の取組に対する支援を追加するとともに、交通事故防止のための指導等の実施に関する規定が設けられている。

出所：（東京都）東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei/>

○大日本住友製薬が子どもの医薬品誤飲防止のための啓発動画コンテンツを開設

（2016 年 12 月 19 日 大日本住友製薬株式会社）

子どもの医薬品誤飲事故が年々増加しており、2015 年に厚生労働省から公表された子どもの誤飲事故に関する調査結果で、医療用医薬品の報告件数がたばこを抜いて 1 位となったことを受けて、大日本住友製薬株式会社は、子どもの医薬品誤飲リスクと防止対策を周知するための動画コンテンツを制作した。

本啓発動画コンテンツは、同社健康情報サイト内の一般生活者向けコンテンツとして「赤ちゃん・子どもによる薬の誤飲を防ぐために」（<http://kanja.ds-pharma.jp/life/goin/>）で公開されている。国立成育医療研究センター 薬剤部長 石川洋一氏が監修し、乳幼児の成長期ごとに気を付けるポイント、具体的な誤飲防止策および事故発生時の対応方法について、イラストを用いた動画コンテンツで分かりやすく説明している。

ダウンロードフリーとなっているため、医療機関や公共機関の待合室モニターなどでも活用できるほか、スマートフォンでも視聴できる。

出所：（大日本住友製薬株式会社）子どもの医薬品誤飲防止のための啓発動画コンテンツ開設のお知らせ

http://www.ds-pharma.co.jp/pdf_view.php?id=795

○環境省と農林水産省が食品廃棄物等の不適正な転売を防止するためのガイドラインを公表

（2017 年 1 月 26 日 環境省ホームページ）

環境省と農林水産省は、1 月 26 日、「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドライン」を公表した。これは、2016 年 1 月に発覚した産業廃棄物処分業者による食品廃棄物の不適正な転売事案を踏まえ、再発防止策の一環として食品リサイクル法^{*1}の判断基準省令等^{*2}を一部改正すると共に、新たに本ガイドラインを策定したもの。

本ガイドラインの「判断基準省令に基づく食品関連事業者による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の方向性」で示された「具体的な取組例」4 点と食品関連事業者が留意すべき主な事項は以下のとおり。

具体的な取組例	留意すべき主な事項
① 食品関連事業者と再生利用事業者との間の信頼関係の構築	再生利用事業者との十分なコミュニケーションを実施し、再生利用事業への理解を深める。 自らの責任の一環として、委託契約先における再生利用事業の実施状況、特定肥飼料等の製造状況および販売状況、当該特定肥飼料等を利用した農畜水産物の生産状況

	を把握する。
②食品廃棄物等の処理委託時における転売防止対策	収集運搬事業者が廃棄物収集運搬業の許可等を有すること、収集運搬車両、保管施設等を有していること、食品廃棄物等の適切な管理規程等を設けていること等を確認する。 再生利用事業者が事業場の所在地において廃棄物処分業の許可等を有すること、委託契約に沿った再生利用事業が行われるよう食品循環資源の適切な管理規程等を設けていること等を確認する。
③食品廃棄物等の引渡し時における転売防止対策	処理委託前の段階での包装の除去やき損など、不適正な転売防止措置を実施する。 食品関連事業者が再生利用等施設への搬入に立ち会い、再生利用等設備への目視による投入の確認。
④食品廃棄物等の処理終了時における転売防止対策	マニフェスト等により、処理委託された食品廃棄物や処理施設に搬入された食品廃棄物等の量を確認する。 再生利用施設を自ら訪問し、特定肥飼料等の製造の状況等、委託契約どおりに処理されていることを定期的に確認する。

公表情報を基にインターリスク総研にて作成

※1：食品リサイクル法：

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）

※2：判断基準省令等：

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令および食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

出所：（環境省）食品リサイクル法の判断基準省令等の改正および食品関連事業者向けガイドラインの公表について

<http://www.env.go.jp/press/103553-print.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○（米国）CPSC が「抱っこひも」の新安全規格を承認

（2017 年 1 月 13 日 CPSC）

CPSC（Consumer Products Safety Commission：米国消費者製品安全委員会）は、1 月 13 日、「抱っこひも」使用の際の乳幼児の死傷事故防止効果を向上するための新しい製品安全規格（以下、「本規格」）を承認したと発表^{*}した。

本規格に示されている主な要求事項は次のとおり。

（1）製品の強度、構造等

- ・製品は、製造事業者が推奨している使用時の最大体重の 3 倍の荷重に耐えられること
- ・指定された試験の実施後、製品に縫い合わせ部分のほつれ、繊維の破れ等の破損が生じていないこと
- ・通常想定される使用方法において、乳幼児が転落することの無いよう確実に保持されること

（2）警告表示ラベルと取扱説明書等

- ・写真により「抱っこひも」による乳幼児の正しい保持状態を示すこと

- ・使用時に乳幼児が窒息する恐れがあること、およびその防止方法についての警告表示を記載すること
- ・使用中に乳幼児が転落する恐れがある旨の警告表示を記載すること
- ・使用時にバックル、スナップ、リング等、全ての部品に破損がないことを確認するための注意喚起を記載すること

なお、本規格は、警告表示ラベルの取付け方法についてより確実に製品に取付けられるように修正が加えられた点を除き、ASTM International 発行の当該製品に関する任意規格の最新版（2015年版：ASTM F2907-15:Standard Consumer Safety Specification for Sling Carriers）の内容をそのまま採用している。

※プレスリリースの詳細は、下記の URL を参照。

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/CPSC-Approves-New-Federal-Safety-Standard-for-Infant-Sling-Carriers>

○（米国）CPSC の委員長がスマートフォンのリコールについて声明を発表 （2017 年 1 月 24 日 CPSC）

CPSC（Consumer Products Safety Commission：米国消費者製品安全委員会、以下、本委員会）は、1 月 24 日、韓国サムスン電子（以下、同社）によるスマートフォンのリコール対象範囲の拡大と原因究明結果の発表を受けて、委員長の声明*を公表した。概要は以下のとおり。

- ・本委員会では毎年約 400 件にも及ぶリコールを公表しているが、その多くは、製品回収の告知に対するリコール対象消費者からの反応が極めて低いまま推移している。しかし同社による今回のリコールについては、対象者からの応答率（consumer response）が 97%に達しており、同社が回収向上に向けて事業者に求められる必要な活動をしていると評価している。
- ・リコール対象のスマートフォンに装着されているバッテリーからの発火リスクは極めて深刻であり、全ての対象者が回収に応じるように強く注意を喚起する。
- ・本委員会においても職員が独自に本件についての調査研究を進めているが、米国市場の全ての製品の安全確保に携わっている本委員会に比べ、より多くの人材を本件のみに集中させることのできる製造事業者自身の方が、より効果的に調査を進めることが出来ることは明白である。今回の、同社による発火の原因究明結果の発表は、今後の安全確保に向けての重要な第一歩である。
- ・本委員会が以前から述べているように、消費者はバッテリーを内蔵する製品により生じる事故発生リスクに曝されるべきではなく、消費者用製品に使用されるリチウムイオンバッテリーおよび今後出現する新たな電源に対応するために、現在の安全規格を更新・改訂する必要がある。
- ・本委員会は、通信機器事業者、バッテリー製造事業者および各分野の電気技術者と共同で、スマートフォンに使用されるリチウムイオン電池の任意規格の新たな視点からの見直しに着手しており、同社とは今回の事故から得られた経験と情報を共有することになっている。

※声明の全文は、下記の URL を参照。

<https://www.cpsc.gov/about-cpsc/chairman/elliott-f-kaye/statements/statement-from-chairman-elliott-f-kaye-samsung-galaxy>

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

**スマートフォンの発火による大量リコールの調査結果を公表
～調達先も含めた製品安全対策の重要性～**

韓国サムスン電子は1月23日、同社スマートフォン「Galaxy Note 7」（以下、「同製品」という）のバッテリー発火問題に係る調査結果を公表しました。同社からの発表内容によると、同製品のバッテリーは2社から調達していましたが、それぞれにバッテリーの設計と製造工程に問題があったことが明らかになりました。

1社のバッテリーについては、バッテリー右上の負極がゆがんだことを主原因に挙げ、また、負極のチップが平面に位置しておらず、誤ってカーブしていたことから内部的ショートにより発火・爆発に至ったことを明らかにしました。

もう1社のバッテリーについては、正極で溶接が適切にできていないことで絶縁テープと（正極と負極を絶縁する）セパレーターが破損し、正極の端子と負極が触れることを主原因に挙げ、また、いくつかのバッテリーには絶縁テープが貼られていなかったことからショートし、発火・爆発に至ったことを明らかにしました。

【表】同製品の発火事故以降の経緯

2016年	8月19日	同製品発売
	9月2日	同製品のバッテリーの問題により発火事故があることを公表
	9月6日	オーストラリアでリコールを発表
	9月15日	米国でリコールを発表
	9月19日	韓国でリコールを発表
		E U加盟国で同製品のリコールを発表
	10月11日	韓国サムスン電子が同製品の生産・販売中止
	10月14日	米国運輸省と連邦航空局が同製品の機内持ち込みの禁止を発表
	10月15日	米国でリコール対象の拡大を発表
2017年	1月23日	韓国サムスン電子および第三者調査機関（UL, Exponent, TUV Rheinland）による原因調査結果を発表

公開情報をもとにインターリスク総研にて作成

グローバル化した市場において激しい競争が行われている現状のもと、デザイン・機能等の向上が求められる一方で、製品の開発サイクルは短くなってきています。また、コスト低減や水平分業化が進む中で、多くの部品を外部調達にシフトしてきています。今回の事故は、このような環境下において発生したともいえます。

製品の安全性確保は、調達先も含めて行っていく必要があります。メーカー、調達先双方において、①設計にあたって十分なリスクアセスメントとリスク低減策について十分な検討ができたのか、また、②調達先の製造工程においてしかるべきコントロールがなされていたのか、が問われたケースであるといえます。

事業者においては、安全確保を実現するため上記2つの視点に立ち、外部調達先も巻き込みながら次のような対応が望まれます。

①設計の局面における対策例

- ・完成品メーカーの要求に対する設計能力を十分に考慮した調達先の選定

- ・完成品メーカーと調達先間での当該製品の使用環境のすり合わせ
- ・完成品メーカーと調達先間での要求仕様のすり合わせ（安全性を犠牲にした仕様を要求しない）
- ・第三者機関等も活用した完成品メーカーにおける部品の設計上の問題を見抜く力の醸成

②製造の局面における対策例

- ・製造工程上の重要管理点の特定
- ・4M（Man：作業員、Machine：設備・治工具、Material：部品・材料、Method：作業方法）変更の際の事前協議（調達先との間で、当該解釈のズレをなくすことも必要）
- ・定期的なモニタリング・工場の巡回

米国不法行為改革基金が2016-2017年版『魔の裁判地（Judicial Hellholes）』を発表 ～訴訟対応における裁判地情報確認の必要性～

米国不法行為法改革基金（American Tort Reform Foundation - ATRF）は、2002 年以降被告企業利害の観点から、米国連邦裁判所や州裁判所における製造物責任（PL）を含む不法行為訴訟の訴訟環境に関わる評価を行っており、昨年 12 月 15 日、2016-2017 年版のランキングを含む「魔の裁判地（Judicial Hellholes）、以下「報告書」という。」^{※1}を公表しました。

以下に報告書が出される背景とその内容を紹介し、訴訟対応においてこのような裁判地情報を確認する必要性を解説します。

※1 2016-2017 Judicial Hellholes

<http://www.judicialhellholes.org/2016-2017/executive-summary/>

1. これまでの米国不法行為改革の進展状況

米国では、1980 年代以降、PL 訴訟の多発等により企業活動の停滞を余儀なくされる事態、いわゆる PL 危機の経験から、PL を含む不法行為法改革（Tort Reform）について、連邦 PL 法案の提出が試みられましたが、いずれも廃案となりました。1990 年代半ばには懲罰的損害賠償額上限の設定、非経済的損害の連帯責任の制限、原告誤使用による責任制限、出訴期限の設定や法定責任期限の設定等を規定した連邦 PL 改革法案が連邦議会両院を通過しましたが、1996 年当時のクリントン大統領が拒否権を発動し成立に至りませんでした。これ以降、連邦レベルでの抜本的な不法行為改革法案の動きは見られません。

この一方で、州レベルでは不法行為改革の動きは活発であり、多くの州で連帯責任法理の修正、懲罰的損害や非経済的損害賠償の制限等に関し、州 PL 法の改定の試みが継続的に行われています。

米国における PL 訴訟を含む不法行為訴訟は、連邦裁判所と州裁判所に提訴される場合がありますが、州裁判所へ提訴された場合、各々の州法で訴訟が進められ、欠陥の定義や懲罰的賠償責任の規定なども州法によって差異があり、訴訟環境が大きく異なります。また、公平な裁判に係る裁判官の資質や陪審員の特性などにも違いがあるといわれており、訴訟が行われる州や地域が訴訟結果に与える影響が大きいことが、このような調査が行われる背景となっています。

2. 米国の弁護士団体について

報告書を出した ATRF は全米不法行為改革協会（American Tort Reform Association：ATRA）関連の非営利団体です。ATRA は、原告側の弁護士団体として影響力を持つ米国司法協会（American Association for Justice—旧 ATLA）に対抗して、主に被告となる企業側弁護士の団体として設立されました。

3. 報告書の内容

評価の基礎となる情報は、公開裁判記録等の他、ATRF の評価メンバーに指定された ATRA 所属弁護士、企業の社内弁護士や被告企業の経営者からのアンケートであり、これに基づき ATRF の評価メンバーが、被告視点からの裁判所の公平性、裁判手続や公判指揮の正当性、裁判地における損害賠償法の特徴や司法の清廉性等に関わる訴訟環境の評価を行い、総合評価によるランキングを行っています。

今回のランキングでは、総合評価の結果が最も劣位の 9 の裁判地を「魔の裁判地 (Judicial Hellholes)」とし、これらの他に環境の悪化や改善が考えられ警戒を要する裁判地を「警戒リスト (Watch List)」としています。

今回発表されたランキングを前年版(2015-2016 版 2015 年 12 月発表)と対比して記載します。

【魔の裁判地 (Judicial Hellholes)】

順位	2016-2017 (2016 年 12 月発表)	2015-2016 (2015 年 12 月発表)
1	ミズーリ州セントルイス市	カリフォルニア州
2	カリフォルニア州	ニューヨーク市 (特にアスベスト訴訟に関して)
3	ニューヨーク市 (特にアスベスト訴訟に関して)	フロリダ州
4	フロリダ州最高裁とサウスフロリダ	ミズーリ州
5	ニュージャージー州	イリノイ州マディソン郡
6	イリノイ州クック郡、マディソン郡、 セントクレア郡	ルイジアナ州
7	ルイジアナ州	テキサス州ヒダルゴ郡
8	バージニア州ニューポートニュース	バージニア州ニューポートニュース
9	テキサス州ヒダルゴ郡	連邦裁判所テキサス州東部裁判所

【警戒リスト (Watch List)】

2016-2017 (2016 年 12 月発表)	2015-2016 (2015 年 12 月発表)
ジョージア州最高裁	ウェストバージニア州
イリノイ州マクレーン郡	ペンシルバニア州フィラデルフィア他
モンタナ州最高裁	ニュージャージー州
テキサス州北部地区	オクラホマ州ポタワトミー郡
ペンシルバニア州最高裁	
フィラデルフィア民事訴訟裁判所	
ペンシルバニア州ピッツバーグ (アルゲニー郡)	
ウェストバージニア州	

前年版からの「魔の裁判地」の主な変動とその理由を、報告書は次のように述べています。

今回 1 位に挙げられたミズーリ州セントルイス市は、市外や州外の人々が提起する PL 訴訟やクラスアクションが多く、2016 年にはタルカムパウダー (Talcum Powder) ※² が卵巣がん (Ovarian Cancer) を引き起こしたという主張の訴訟に関し 3 件で計 197 億ドルの評決を出しました。その理由とし

て、現地の法律の問題と専門鑑定人証言に関して原告側に寛大であることから、いわゆる「ジャンクサイエンス」が許される状況となっていることを挙げています。

※2 滑石（Talc）等を主原料とする、主にあせもやただれ防止に皮膚に塗布する粉末。乳幼児に用いることが多いためベビーパウダーとも呼ばれる。同様の主張による製造者に対する訴訟は全米で 1,000 件を超えるといわれる。

今回新たに 5 位に入ったニュージャージー州は、その理由として高裁が仲裁手続の利用に反対し、責任を重くする規則を制定したことを挙げています。また、専門鑑定人証言についての規則が緩く、州外の原告による薬品や医療機械に関する PL 訴訟が多いとしています。

また、報告書では、「魔の裁判地」「警戒リスト」に選んだ州や地域の訴訟環境や特徴の説明に加えて、防御する被告側の観点で改善が見られた裁判所の判断や法令の改正についても説明しています。

一つの例は、2016 年にアリゾナ州最高裁が「知識ある中間者のルール（Learned Intermediary Doctrine）」を採用したというものです。このルールは、「医薬品会社は処方薬に付随する危険について患者に警告する義務は無く、処方箋を作成する医師に対する警告で十分である」と解されるもので、既に大多数の州で採用されていますが、今回アリゾナ州もこれを採用し、今後被告となる医薬品会社にとっては有利な方向に働くものと考えられます。

4. 企業の対応について

PL 訴訟に備えて企業が平常時に取っておくべき対応としては、事業や製品に関わる情報を整理しておくこと、証拠開示手続きに対応する社内の証人の確保や製品に関連する記録の整備、組織としての意思決定手順の明確化等が挙げられます。また、米国で PL 訴訟が起こされた場合は、企業とその製品に関する知識を持ち、訴訟の遂行管理に長けた訴訟管理弁護士と、訴訟の提起された裁判地での被告弁護に優れた現地の法廷弁護士を選任し、連携して対応することが一般的であり、平時から訴訟管理弁護士と連携して全米の弁護士ネットワークを構築しておくことが望まれます。

実際に訴訟が起こされるとその進行の過程で、当該裁判所の判事や陪審員の判断傾向が訴訟に与える影響を考慮しつつ、最終解決方針を決定することになりますが、今回紹介した報告書は、このような判断を行う際の参考情報の一つとして活用することが考えられます。

これまで説明しましたとおり、米国の製造物責任を取り巻く環境は、州レベルでの不法行為改革がある程度進行しているものの、州や地域ごとにばらつきがあります。また、報告書の発表を受けて、今回「魔の裁判地」の一位とされたセントルイス市が所在するミズーリ州知事が、2017 年 1 月の新任演説の際、今回のランキング結果を引用し早急に不法行為法を改正する必要があることを訴えるなど、今後環境が変化する可能性が考えられます。このため、企業の平常時態勢の一環として、今回紹介した報告書などの各種情報源を参考にしながら、米国連邦レベルの情報も含めた最新の動向を継続的に把握することが望まれます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

インターリスク総研の食品リスク対策関連サービス

【食品リスク対策関連サービスのご案内】

- ・消費者にとって、「食の安全」は最大の関心事である一方、食品業界では、食中毒や製品回収などの事故が多発、悪意に基づく人為的な食品汚染（食品テロ）なども発生しています。
- ・このような中、食品関連企業にとって、一般的衛生管理や品質管理態勢の強化にとどまらず、HACCP の導入や意図的な異物混入等に対する対策を実施し、安全性を一層向上させることが喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、様々な悩みを抱えている食品関連企業の皆様に対して、食中毒や異物混入対策、食品防御（フードディフェンス）対策等、ご要望に応じた豊富なコンサルティング実績があります。
- ・このような実績を踏まえ、食品リスク対策のためのコンサルティングやセミナー等のサービスメニュー「食品 RM MASTER」をご用意しております。
- ・食品リスク関連の課題解決に向けて、ぜひ、「食品 RM MASTER」をご活用ください。

食品RM MASTER 代表的なメニュー例

- I. 食品コンプライアンス**
コンプライアンス態勢の確立
- II. 食品衛生・品質管理**
食品衛生管理態勢の改善
異物混入対策の強化
品質管理態勢全般の改善
取引先監査の実施
- III. 食品安全マネジメント**
HACCPシステムの構築・認証取得・維持改善
ISO22000・FSSC22000の認証取得・維持改善
- IV. 食品リスクコミュニケーション**
食品誤表示対策
食品事故対応マニュアルの策定
- V. 食品防御**
フードディフェンス対策

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「食品 RM MASTER」をはじめ、弊社の食品リスク対策関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2017